



# 夢に向かって 大きくはばたけ

聖籠中学校卒業生 164名



祝

卒業

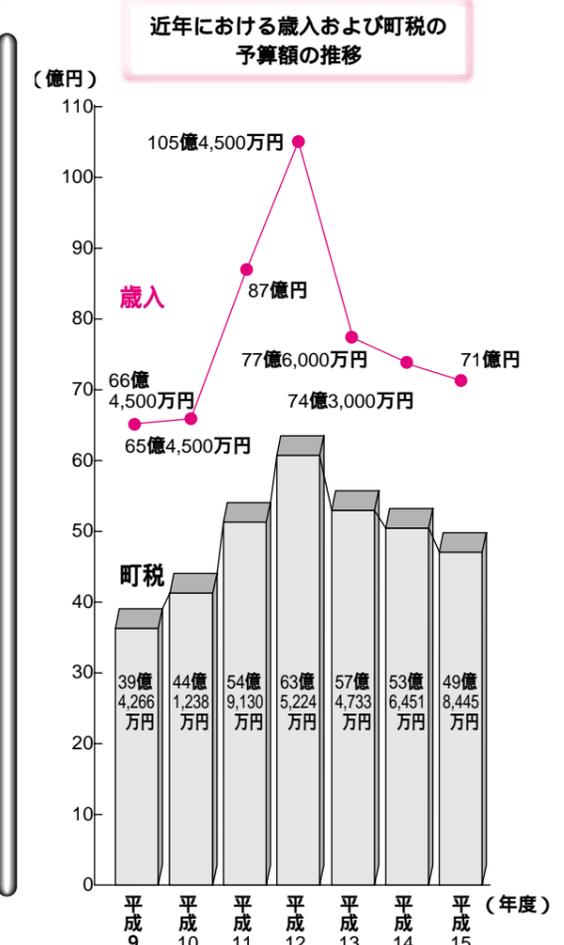
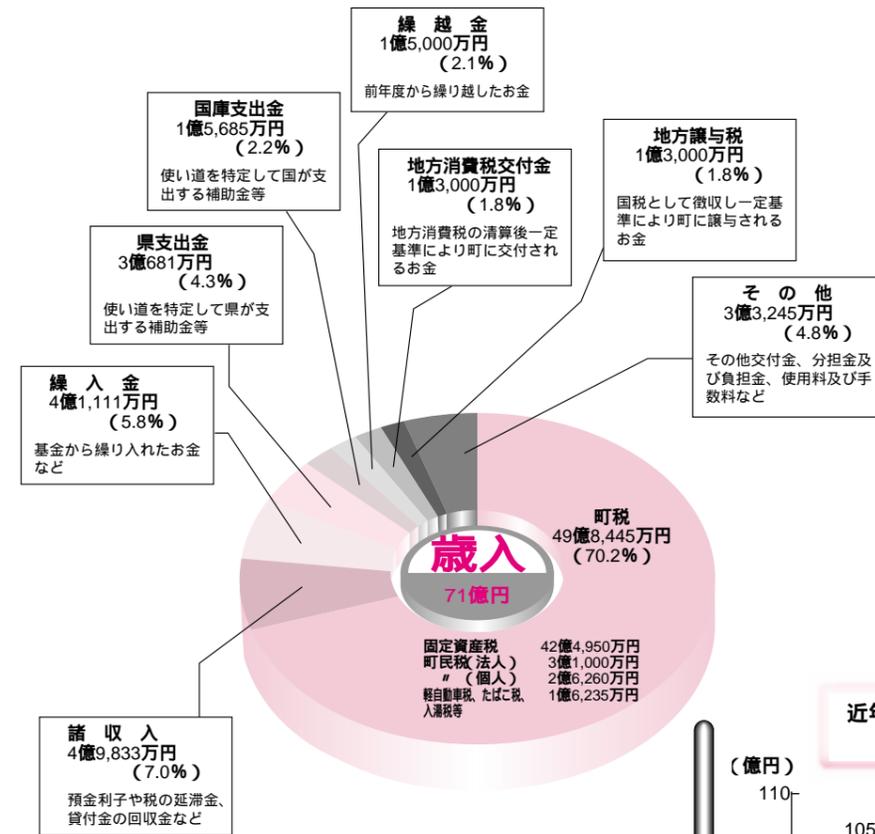
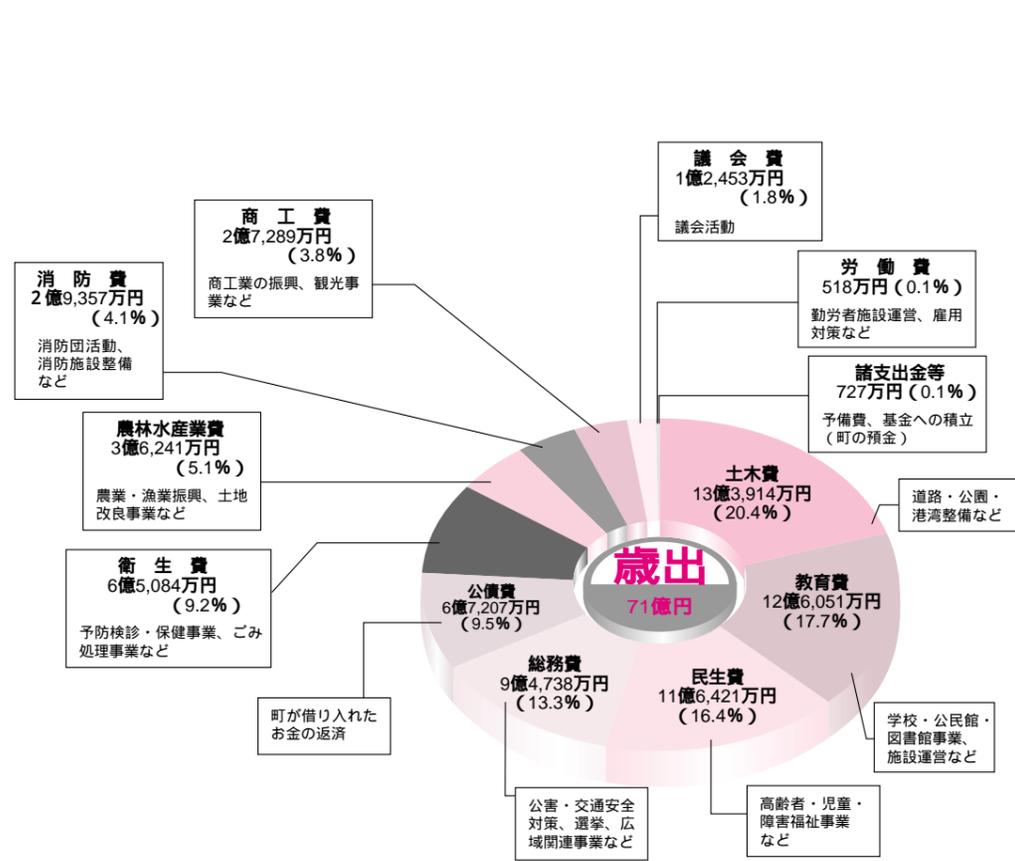
4

広報  
せいろう 2003

April No.321

# 71 億円 住みよい まちづくりに向けスタートします

平成15年度の予算が三月定例議会で審議され、一般会計予算は七十一億円、また特別会計予算は六会計合計で四五億六、八〇九万円が議決されました。  
住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのように使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点お問い合わせは、役場企画財政課までご連絡ください。  
☎ 27 1958 (直通)



## 平成15年度 特別会計予算 は 計45億6,809万円

| 会計名         | 予算額        |
|-------------|------------|
| 国民健康保険      | 9億1,055万円  |
| 老人保健        | 9億3,929万円  |
| 介護保険        | 6億4,928万円  |
| 県営開拓パイロット事業 | 867万円      |
| 公共下水道事業     | 15億3,343万円 |
| 水道事業        | 2億6,333万円  |
| 水道事業        | 9,378万円    |

**国民健康保険特別会計**  
町民が望む保健・医療・福祉の一体化したサービスを行い、「安心して暮らせる町づくり」を目指します。

**老人保健特別会計**  
老人保健法に基づく医療諸費について運営してまいります。

**介護保険特別会計**  
老後の自立支援を基本とし、共同連体の考えを軸に居宅や地域中心に社会的介護を保障してまいります。

**県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計**  
開拓パイロット事業の維持運営に努めてまいります。

**公共下水道事業特別会計**  
下水道の維持管理と引き続き汚水管渠整備を行い、事業推進を図ります。

**水道事業会計**  
水道への切り替えの啓発活動を進め、「安全で良質なおいしい水」の供給に努めます。

**一般会計予算**

厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源の重点的・効率的な配分により、少子・高齢化対策や循環型社会の構築などの環境対策、魅力ある農業づくり、教育の充実など町民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて事業を実施してまいります。(主な事業は四七ページ参照)



# 快適な生活空間の創造



- 調和のとれたまちのすがたづくり**
- 港湾整備事業**  
県の港湾施設整備事業への負担金  
一、〇八七万円
- 河川公園整備事業**  
加治川河川公園維持管理  
一、〇八七万円
- 町植栽事業**  
育樹祭経費など  
七十七万円
- 都市計画緑地整備事業**  
県の東港地内緑地整備事業への負担金  
二、一〇〇万円
- 次第浜浜山土地区画整理事業**  
一、二八二万円
- 国土調査事業**  
三、一三四万円
- 心に潤いを与えてくれる緑の保全**
- 保安林等育成保全事業**  
病害虫防除など  
三、二九〇万円
- 海岸砂防林整備事業**  
四四五万円
- 河川維持管理**  
河川維持・加治川堤根維持など  
一、一六〇万円
- 都市公園整備事業**  
町内の都市公園維持管理  
一、七二〇万円
- 河川公園整備事業**  
加治川河川公園維持管理  
一、〇八七万円
- 町植栽事業**  
育樹祭経費など  
七十七万円
- 用途に応じた安全で快適な移動手段の確保**
- 町道整備事業**  
道路改良、舗装、測量、用地購入など  
三、億五、五八三万円
- 県道路整備事業**  
県の道路整備事業への負担金  
一、一〇〇万円
- 道路維持管理の徹底**  
道路植栽、舗装補修、除雪作業など  
一、億三、七二六万円
- 生活交通確保対策事業**  
循環バス事業経費  
三、一三八万円
- 快適な生活環境の整備**
- ごみ処理及び減量化推進事業**  
ごみ収集運搬委託など  
五、六六九万円
- ごみ処理施設整備事業**  
豊栄郷清掃施設処理組合への負担金  
一、億七、四二二万円
- 環境保全対策事業**  
各種調査、分析、環境監視システム維持管理など  
一、八四七万円
- ISO認証取得事業**  
聖籠町がISO認証取得するための経費  
七一九万円
- 下水道整備事業**  
下水道事業特別会計への繰出金  
三、億八、九〇七万円
- 水洗化促進事業**  
水洗便所改造助成、排水設備資金預託金利子補給など  
五、一一九万円
- 新発田地域広域事務組合(し尿処理)**  
中部衛生センターへの負担金  
九、六〇七万円
- 地下水安全対策の強化**  
水質調査など  
八四万円



# 安全で安心して暮らせる環境づくり

- 安全に暮らせる環境づくり**
- 消防庁整備事業**  
消火栓設置、消防備品、新発田広域消防負担金など  
二、億三、五六六万円
- 防災対策事業**  
防災行政無線屋外局修繕など  
四、〇九万円
- 交通安全施設整備事業**  
カーブミラーなどの設置・修繕  
五、五二二万円
- 交通事故防止対策推進事業**  
各種交通安全活動など  
五、三二一万円
- 防犯対策事業**  
防犯灯の設置、維持管理  
八〇四万円
- 安心して暮らせる福祉のまちづくり**
- 子育て支援事業**  
誕生祝金、児童手当、チャイルドシート補助、児童遊園整備など  
六、八二二万円
- 保育体制充実事業**  
保育所運営経費、私立保育園運営補助、放課後児童保育経費  
一、億五、六三七万円
- ひとり親家庭等支援事業**  
医療費の助成など  
三、三六六万円
- 障害者更生施設整備運営事業**  
広域障害者施設への負担金  
一、一三八万円
- 障害者支援事業**  
医療費助成、日常生活等給付、デイサービス、ホームヘルパー  
九、五六三万円
- 事業委託など**
- 生きがい対策事業**  
敬老会運営、長寿祝金、老人クラブ活動費補助など  
八、二〇八万円
- 在宅福祉対策事業**  
ホームヘルパー、介護者手当、寝具乾燥・おむつ給付など  
一、億八、六四四万円
- 施設福祉充実事業**  
養護老人ホーム入所、施設運営費負担  
一、億六、八四四万円
- 介護サービス事業者支援事業**  
介護サービス利用者への補助など  
二、二〇〇万円
- 介護保険制度推進事業**  
介護保険特別会計への繰出金  
一、億一、三四四万円
- 生涯健康な暮らしをおくるために**
- 住民参加型健康づくり推進事業**  
健康調査訪問、保健福祉まつり、食生活改善推進委員、住み郷補助など  
三、三九六万円
- 予防接種事業**  
一、三二八万円
- 母子保健事業**  
妊婦学級、乳幼児健康診査など  
四、八六六万円
- 妊産婦乳幼児医療費支援事業**  
三、一四六万円
- 成人・老人保健事業**  
健康診査など  
三、五六四万円
- 精神障害者助成事業**  
入院費助成、社会復帰支援  
八、二二二万円
- 宿泊型休養施設整備事業**  
さぶらん館改修工事  
四、二八八万円
- 国民健康保険特別会計繰出金**  
国民健康保険特別会計への繰出金  
七、八〇八万円





# おしらせ

## お問い合わせ先

|          |           |
|----------|-----------|
| 町役場      | ☎ 27-2111 |
| 町民会館     | ☎ 27-2121 |
| 図書館      | ☎ 27-6166 |
| 保健福祉センター | ☎ 27-6511 |
| 診療所      | ☎ 27-1234 |
| 水道課      | ☎ 27-5141 |

## 4月の行事

### 《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター  
心配ごと相談

2日・16日

いずれも午後1時～4時

行政相談

8日 午前9時30分～11時

乳幼児健康診査・各種学級  
育児相談会

21日(月)・午前10時～11時

1歳6か月児健診

24日(木)・午後1時15分～

乳児健診

25日(金)・午後1時15分～

1歳2か月児歯科健診

28日(月)・午後1時15分～

各種予防接種

ツベルクリン

2日(水)・午後1時40分～

麻しん

3日(木)・午後1時40分～

BCG

4日(金)・午後1時40分～

ツベルクリン未接種

23日(水)・午後1時40分～

BCG未接種

25日(金)・午後1時40分～

## 平成15年度児童クラブ入会者募集

町では、就労等により昼間保護者等のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図るため、専任の指導員を配置して児童クラブを実施しております。

児童クラブに入会出来る方は、次の基準を満たす場合に限りません。

### 【入会対象(基準) 児童】

山倉・蓮野小学校に籍のある児童  
原則小学校1年生から3年生までの児童  
就労等により昼間保護者及び70歳未満の祖父母等がない家庭の児童

### 【開設日時】

小学校の平常授業日：放課後から午後6時まで

土曜日、臨時休校、長期休業日(春、夏、冬休み)：午前8時30分から午後6時まで

いずれも午後6時までを基本といたしますが、就労等の関係により特例として30分延長もあります。

### 【閉設日】

日曜、祝祭日、お盆休み(8月13日から16日まで)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

### 【経費】

傷害保険料：一、八〇〇円(年額)  
おやつ代：一食一〇〇円(税込)の実費で徴収

### 【その他】

児童クラブは児童の健全育成施設であり、塾のような学習

は行いませんので予めご承知ください。

施設の所在は

山倉学区、山倉地区多目的屋内運動場内

蓮野学区、蓮野地区多目的屋内運動場内

希望者は、町保健福祉課(町保健福祉センター内)又は各児童クラブに用意してある入会申請書に必要事項を記入のうえ、保健福祉課児童クラブ担当まで提出してください

ご不明な点等詳細につきましては、町保健福祉課児童クラブ担当までお問い合わせください。

### ◎保健福祉課

☎ 27 6511 (内線11)

## 手続きを忘れずに

### 幼児医療費助成

町では、1歳から6歳までの小学校入学前まで、医療費の一部を助成しています。4月で1歳を迎えるお子さんの保護者の皆さんは、4月中に手続きをしていただくこととなります。

手続き方法は次の通りです。  
平成14年4月生の方

### 手続きに必要なもの

印鑑 保険証

### 手続き場所

保健福祉センター内

保健福祉課 幼児医療担当

なお、この手続きを済ませないと医療費助成を受けられない場合もあります。

### ◎保健福祉課

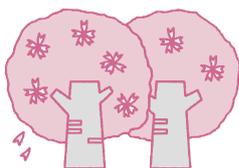
☎ 27 6511

## 町長の動向

(主なものを抜粋)

### 4月

- 1日・職員辞令交付式
- 3日・敬和学園大学入学式
- 4日・聖籠保育園入園式
- 6日・消防新入団員等辞令交付式
- 7日・小学校入学式
- 8日・幼稚園入園式
- 10日・聖籠中学校入学式
- 13日・東京聖籠会
- 18日・区長会議
- 30日・郡町村会4月定例会



# 基本健康診査

## 胸部レントゲン検診

基本健康診査・胸部レントゲン検診が始まります。

象者等について実施)

2月に検診の申し込みをされた方には、検診日の2週間前後に受診票(はがき)が届きます。

・負担金 無料

「胸部レントゲン検診」

「基本健康診査」午前のみ実施

負担金

69歳以下 千円

70歳以上(昭和9年3月31日までに生まれた人)は無料です。

負担金

50歳~69歳 四百円

70歳以上 無料

〔検査項目〕

血圧測定、眼底検査、心電図、尿検査、貧血検査、血中脂質検査(総コレステロール、中性脂肪)、糖尿病検査、肝機能検査等  
肝炎ウィルス検診(4歳から70歳までの5歳きざみの年齢対

☑ 保健福祉課予防検診係又は保健師まで  
☎ 27 6511

## 会場はこちらです

・受付時間

午前8時30分~午前11時まで

・レントゲンのみ受ける方の受付時間

午後1時~2時まで

| 月・日・曜日 | 会場     | 対象地区名(行政区) |                                      |
|--------|--------|------------|--------------------------------------|
| 7日 月   | 網代浜会館  | 網代浜        |                                      |
| 8日 火   | 亀塚公会堂  | 亀塚         |                                      |
| 9日 水   | 次第浜公民館 | 次第浜        |                                      |
| 4月     | 10日 木  | 保健福祉センター   | 四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野、丸瀧、甚兵衛橋、蓮瀧、蓮瀧新田     |
|        | 11日 金  | 保健福祉センター   | 山諏訪山、本大夫、山大夫、聖中ヶ丘、本三賀、尾沢ヶ丘、稲の平、ひばりが丘 |
| 月      | 14日 月  | 保健福祉センター   | 桃山、山倉、苔沼、中の橋、本諏訪山、蓮野、杉谷内、別條、八幡       |
|        | 15日 火  | 藤寄公会堂      | 藤寄、大夫興野、旭ヶ丘                          |
|        | 16日 水  | 二本松公会堂     | 山三賀、二本松、外畑、正庵、東山                     |

都合の悪い方は他の会場で受診してください。

基本健康診査は午前中だけです。

レントゲン検診だけ受ける方は午後から

おいでください。



## あそび教室 参加者募集

子どもにとって、大切なもののひとつ「あそび」。

子どもと一緒にもっともっとあそびたい!

だけど、友達ができたらもっと遊べるのに...

どうやったら子どももおとなも楽しく遊べるの?...

そう思いながら育児をしている人がたくさんいます。

「あそび」を通じて、子どもたちもそしておとなたちも「共に育ち合う場」として、『あそび教室』を開催いたします。

どうぞ、お申し込みください。

### 開催期間

平成15年5月~平成16年3月まで  
毎週金曜日

午前10時~11時30分

(ただし、8月はお休みします)

参加者には詳しい日程をお知らせします。

☐ 聖籠町保健福祉センター

☑ 親子あそび・リズムあそび・自由あそび等

☑ 平成14年4月1日以前に生まれた子と保育者

定員 20組

継続して参加できる方に限ります。

申込受付

4月21日(月)~4月23日(水)

☑ 保健福祉課(町保健福祉センター内)保健師

☎ 27-6511

平成15年  
4月1日  
から

# 退職者医療制度が 変わります!!

② 役場町民課  
☎ 27-1952

国民健康保険  
から  
お知らせ

## 特例療養費の支給がなくなります

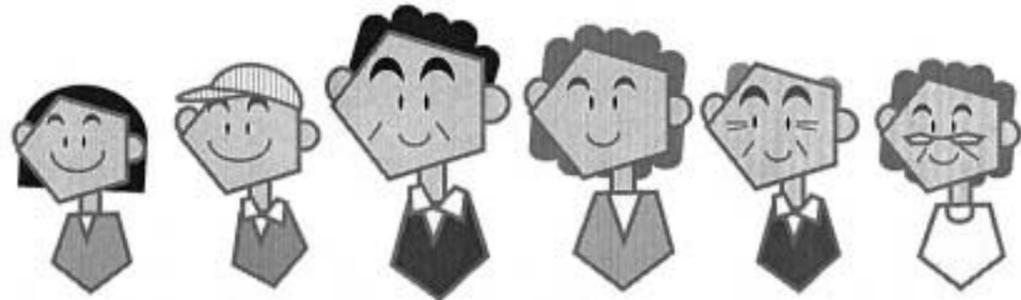
平成15年3月31日まで

退職者医療制度で医療を受ける資格のある人が、年金証書が届いていないために、やむを得ず一般の保険証でお医者さんにかかった場合、申請すると国保の自己負担3割と、退職者医療制度での自己負担2割（被扶養者は入院のみ）との差額1割分が、特例療養費として支給されます。



平成15年4月1日から

自己負担の割合が3割になることによって、特例療養費の支給がなくなります。



## 外来の薬剤にかかる一部負担がなくなります

平成15年3月31日まで

外来（在宅医療を含む）で薬剤を処方してもらった場合には、何種類の薬を何日分投与されたかによって、一定の額を別途負担します。



平成15年4月1日から

外来の薬剤にかかる一部負担はなくなります。

## 退職者医療制度とは

退職者医療制度とは、会社などを退職された人の医療負担を軽減する制度です。

次の3つの条件すべてを満たす人（退職被保険者本人）と、その被扶養者は、退職者医療制度の対象となります。

- ▶ 国保に加入している人
- ▶ 老人保健の適用を受けていない人
- ▶ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

しかし、平成15年4月1日から健康保険（健保組合、共済など）での自己負担割合が3割に統一されることに伴って、退職者医療制度での自己負担の割合も、本人、被扶養者ともに3割に統一されることになりました。

## お医者さんにかかるときの自己負担が変わります

平成15年3月31日まで

退職被保険者（本人）

外来 2割

入院 2割

被扶養者

外来 3割

入院 2割

3歳未満は外来2割



平成15年4月1日から

退職被保険者、被扶養者ともに

外来 3割

入院 3割

3歳未満は外来2割・入院2割



# 税務課からのお知らせ

◎ 役場税務課

☎ 27 - 1956

## ● 確定申告が間違っていたとき すぐに訂正しましょう

確定申告をした後で、計算間違いなど内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告することを忘れていたりする方はいませんか。

申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができます。

### 税額を多く申告していたとき

確定申告を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

この「更正の請求」をするための用紙は税務署にあります。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内ですから、平成14年分の申告所得税は平成16年3月17日まで、平成14年分の個人の方の消費税及び地方消費税の申告については、平成16年3月31日までとなります。

### 税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この「修正申告」をするための用紙は税務署にあります。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると加算税がかかる場合がありますので、気付いたときはすみやかに修正申告してください。

また、修正申告によって新たに納めることになった本税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める本税額には、法定納期限の翌日（平成14年分の所得税ですと平成15年3月18日）から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

なお、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、一般的には加算税はかかりませんが、延滞税がかかる場合があります。

### 確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、申告書の提出を忘れていたときは、すぐに申告してください。用紙は税務署にあります。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでも申告できます。税務調査を受けた後に期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、本来の税額のほか納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかる場合があります。

また、「期限後申告」によって納めることになった本税額は、申告書を提出する日に納めてください。

なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは加算税が5%に軽減されます。

また、修正申告の場合と同様延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

手続き等についてご不明な点がございましたら、新発田税務署（☎ 22 - 3161）までお問い合わせください。

平成15年度  
町税・国民健康  
保険税  
納入期限が  
決まりました

本年度の町税等の納入期限が次のとおり決まりました。

町税や国民健康保険税は、町民の皆さまに安定した町民生活を過ごしていただくために行う様々な事業を進める上で、貴重な財源となります。

ぜひ、期限までに納めてください。よろしくお願いいたします。

| 税目          | 期別 | 納入期限        |
|-------------|----|-------------|
| 町・<br>県民税   | 1期 | 平成15年6月30日  |
|             | 2期 | 平成15年9月1日   |
|             | 3期 | 平成15年10月31日 |
|             | 4期 | 平成15年12月1日  |
| 固定<br>資産税   | 1期 | 平成15年6月2日   |
|             | 2期 | 平成15年7月31日  |
|             | 3期 | 平成15年9月30日  |
|             | 4期 | 平成16年1月5日   |
| 軽自動車税       | 全期 | 平成15年6月2日   |
| 国民健康<br>保険税 | 1期 | 平成15年6月2日   |
|             | 2期 | 平成15年6月30日  |
|             | 3期 | 平成15年7月31日  |
|             | 4期 | 平成15年9月1日   |
|             | 5期 | 平成15年9月30日  |
|             | 6期 | 平成15年10月31日 |
|             | 7期 | 平成15年12月1日  |
|             | 8期 | 平成16年1月5日   |

# 地域振興を支援

# 15年度事業を募集します



地域振興の支援を目的に今年度も皆さんからの事業要望を受け付けます。

昨年度は、各集落、団体から地域の振興を目的に「お祭りの開催」、「みこしの製作」、「公園整備」、「緑化運動」、「地域と学校の交流事業」といった取り組みが行われ、その効果を上げています。

申請を希望される方は、次により申し込んで下さい。

## 募集受付期限

平成15年11月28日

## 補助団体

各集落又は町内在住者20名以上で組織するもので、期限までに活動事業を申請し、承認された団体（各年度に申請・承認）

## 対象事業

地域自治の振興を図るための活動で概ね次のような事業を対象とします。ただし他の補助金の対象となる事業、宗教に関する事業、及び政治的活動に関する事業は除きます。また同一事業の継続は3か年を限度とします。

## 交流活動

お祭り、運動会、ピクニック、農業体験等（他地域との交流を含む）

## 福祉活動

高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり等

## 青少年健全育成活動

幼・保育園児・小・中・高校生による野外活動、週休2日制への対応事業等  
モラル・マナーアップ活動  
啓蒙活動、講演会、あいさつ運動等

## 伝統芸能の保存伝承活動

集落等に伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動

## 健康増進活動

健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催等  
体育・レクリエーション活動  
各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング等

## 生活環境の改善・向上活動

緑化運動、道路清掃等  
防災・防犯・交通安全対策活動

防災等訓練の実施、交通安全教室の開催



お問い合わせ  
役場総務課  
☎27 - 2111

## 備考

ボランティア活動  
ボランティア団体への参加、集落での実践等  
広報紙発行活動  
広報せいろつ集落版発行  
補助金の額  
予算の範囲内で次の要件に基づいて交付します。

- ・1団体30万円を限度とします。
- ・対象事業経費の3分の2を限度とします。
- ・飲食代は事業費の20%以内とします。

## 補助金の交付期間

単一集落への交付は平成18年度までとします。

申請用紙や詳細については、役場総務課へお問い合わせください。

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

# 地域の活動を バックアップ



# 明るい選挙推進 協議会委員 募集

選挙のことを学び、明るくきれいな選挙を推進するためいっしょにがんばってみませんか！

町では明るい選挙推進協議会の委員を募集しています。

主な活動は選挙時の投票のよびかけや新成人に対する選挙啓発、選挙に関する研修会への参加などです。

民主政治の健全な発展を願い、選挙人の政治意識の高揚に努めるという気持ちで活動して下さる方、ご応募ください。

## 【明るい選挙推進委員】

任期 3年（再任できます）

### 主な事業

町で行う明るい選挙運動の企画・調査研究を行い、これを推進する  
県が行う明るい選挙運動に協力する  
関係団体との連絡調整活動に対して若干の謝礼がです  
詳しくは町選挙管理委員会へお問い合わせください

☎ 聖籠町選挙管理委員会  
☎ 27-2111

# 聖籠町議会議員一般選挙

## 投票日

# 8月24日(日)に

# 決定

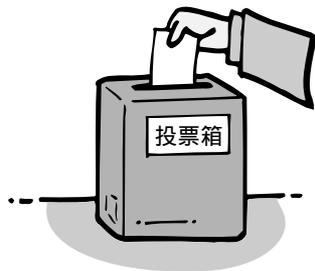
平成15年8月31日任期満了となる聖籠町議会議員選挙の日程が決まりました。

## 告示日

平成15年8月19日(火)

## 投票日

平成15年8月24日(日)



## 投票できる人

昭和58年8月25日以前に出生したもので平成15年5月18日以前から引き続き聖籠町の住民基本台帳に登録されている者

詳しくは7月に発行予定の選挙特報でお知らせします。

☎ 聖籠町選挙管理委員会  
☎ 27-2111

## 聖籠町の選挙

# 選挙運動用ポスターは 町が設置する掲示場以外 には掲示できません！

聖籠町ポスター条例が  
新たに制定されました。

聖籠町議会議員及び聖籠町長選挙におけるポスター掲示場設置に関する条例が平成15年3月議会定例会で新たに制定されました。

いままでは、町が設置するポスター掲示場以外にも候補者が民家の壁や立札などによりポスターを掲示することができました。

しかし、新たに制定した条例では、町が設置するポスター

掲示場以外にはいつさい掲示することができなくなりました。

これは立候補者の選挙運動の経費・労務の負担軽減や選挙運動違反の防止、選挙人にとっての候補者の顔ぶれをわかりやすくしたり、土地借用のトラブルなどをなくしたりする目的で制定したものです。

☎ 聖籠町選挙管理委員会  
☎ 27-2111

# 危険物取扱者試験 受験準備講習会

## 危険物取扱者試験

☑ 5月22日(木)

### 【試験の種類】

乙種第4類・丙種

### 【試験場所】新発田市

### 【受付期間】

4月14日～4月23日

## 危険物取扱者試験準備講習会

☑ 5月6日午前9時～午後4時

5月7日午前9時～正午

### 【講習の種類】乙種第4類

### 【講習会場】

新発田市カルチャーセンター

### 【受付期間】

4月8日～4月16日

### 【受講料】

危険物安全協会員 5,000円

非会員(一般) 8,000円

☑☑ 新発田地域広域消防本部  
(防災課)

☎ 22 - 8096

新潟県少年自然の家  
自然に親しむ親子のつどい

の磯辺揚げなど」

います(ハガキに「通信講座希望」と書き申し込みください)

会費 千円  
定員 24名

申込締切 4月17日(木)

☑☑ 電力ライフクリエイト

☎ 0120 105599

☎ 03 5439 6772

0014 東京都港区芝4 7  
6尾家ビル1階)

誰でも参加できる点字通信講座

県庁旅券センターが移転します

4月3日～4月17日  
(電話で申し込みください)

☑☑ 新潟県少年自然の家

☎ 0254 46 2224

パスデルッキング

楽しく簡単おいしいお弁当づくり

☑ 4月24日(木)

午前10時～午後1時30分

☑ 東北電力新発田営業所

☑ 楽しく簡単おいしいお弁当づくり

くり「鶏団子の照り煮、豚肉

### 【期間】

教材が届いてから一年間

【費用】 一万二千八百円

随時申し込みを受け付けて

請求・受取はできません。

☑ 県庁国際交流課旅券係

☎ 025 280 5101

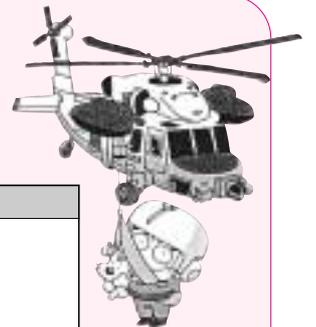
点字を全く知らない方を対象に、テキストにそって点字を打っていただき、郵送されたものを添削して送り返す方式で、点字をマスターするところまで指導します。

県庁旅券センターは「新潟県パスポートセンター」に名称を改め、新潟市万代島の朱鷺メッセに移転します。移転先では4月28日から業務を開始します。移転後は県庁でのパスポート申請・受取はできません。

## 平成15年度

陸・海・空  
自衛隊

# 幹部候補生 募集



| 募集種目           | 受験資格  | 受付期間                | 試験期日  |
|----------------|---|---------------------|---|
| 一般技術幹部候補生      | 大学卒業程度の学力を有し、20歳以上26歳未満の者〔22歳未満の者は大卒者(見込み含む)〕<br>大学院修士課程修了者(見込み)は28歳未満(海上技術幹部候補生は、理学または工学課程修了者に限る。) | 4月7日(月)～<br>5月9日(金) | 1次試験<br>5月24日(土)<br>5月25日(日)<br>(25日は飛行要員のみ)<br>2次試験<br>6月24日(火)～<br>6月26日(木) |
| 医科・歯科・薬剤科幹部候補生 | 医科・歯科は、専門の大学卒(見込み)で20歳以上30歳未満の者<br>薬剤科は専門の大学卒(見込み)で20歳以上26歳未満の者(薬学修士取得者は28歳未満)                      |                     | 3次試験<br>7月26日(土)～<br>8月7日(木)<br>(飛行要員のみ)                                      |

詳しい資料等必要な方は、ご連絡ください

☑☑ 自衛隊新発田募集事務所

(新発田市中央町2-1-2) ☎ 26 - 5619

☑日時 ☐会場 ☐内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

# 警察官

# 募集

新潟県警察では、平成15年度警察官の採用特別試験の受講者を募集しています。

### 【受付期限】

4月16日(水)(消印有効)

### 【受験資格】

#### 警察官A(大学卒業者)

昭和48年4月2日以降に生れた者で、次のいずれかに該当し、平成15年10月1日から勤務可能な者。

4年制大学を卒業した者  
又は平成15年9月30日までに卒業見込みの者  
新潟県人事委員会が と同等と認める者

#### 警察官B(大学卒業者以外)

昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生れた者で、平成15年10月1日から勤務可能な者。次のいずれかに該当する者は除く。

申込時、高等学校に在学中の者  
4年生大学を卒業した者  
又は平成15年9月30日までに卒業見込みの者  
新潟県人事委員会が と同等と認める者

### 【応募方法】

警察署、交番、駐在所に備え付けの受験申込書に必要事項を記入し、最寄りの警察署、交番、駐在所に持参するか、警察本部警務課に郵送する。

◎新発田警察署

☎23-0110

## 国税専門官募集

### 大学卒業程度

#### 【受験資格】

1. 昭和51年4月2日～昭和57年4月1日生まれの人
2. 昭和57年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

大学を卒業した者及び平成16年3月までに大学を卒業する見込の者  
人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者

#### 【試験の程度】 大学卒業程度

#### 【受験申込受付期間と申込先】

郵送の場合  
4月1日(火)～4月17日(木)

(消印有効)

#### 窓口申込の場合

4月1日(火)～4月17日(木)

(土・日曜日は除く)までに二次試験地を所轄する国税局へ

#### 【試験日と試験科目】

##### 第一次試験

6月15日(日)

教養及び専門試験(多肢選択式) / 専門試験(記述式)

##### 第二次試験

7月28日(月)～30日(水)

(指定する日)

人物試験及び身体検査

◎新発田税務署総務課

☎22 3161

関東信越国税局 人事第二課

☎048 600 3111

#### 新潟県青年リーダー養成

海外研修事業参加者募集

#### 訪問国 タイ

期間 8月19日～27日

募集人数 13人

#### 応募資格

20歳～30歳

帰国後、県内の団体、地域等で活発な青少年活動が行えること

簡単な日常英会話や自己紹介ができること。

自己負担 9万円程度

募集期間 4月1日～5月9日

◎新潟県児童家庭課青少年育成係

☎025 280 5214

事業主のみなさんへ

労働保険の年度更新手続きはお早め!

労働保険の年度更新手続きはお済みでしょうか。申告書の提出と保険料の納付は、5月20日(火)が期限です。お済みでない方はお早めに手続きしてください。

◎新発田労働基準監督署

☎27 6680

## 町内業者の受注拡大を目指し

### 小規模工事等契約希望者

### 登録制度を開始します

この制度は、競争入札参加資格登録を受けていない方のうち「少額で内容が軽易な工事等」の受注・施工を希望する方を登録し町が発注する工事等のうち小規模な工事、修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町経済の活性化に寄与することを目的としています。

申請方法等の詳細については、広報せいらう4月お知らせ号に掲載いたしますので、積極的にご活用ください。

◎役場総務課 ☎27 2111

詳しくは4月お知らせ号で

## 2月の届出

### げんきなよい子

#### 出生

| 赤ちゃん | 保護者     | 誕生日  | 行政区 |
|------|---------|------|-----|
| 真緒さん | (宮下 隆志) | 1.25 | 次第浜 |
| 大和くん | (小林 智和) | 1.28 | 亀塚  |
| 結子さん | (小見 正樹) | 2.2  | 藤寄  |
| 末希さん | (岩淵 泰志) | 2.9  | 二本松 |
| 陽光くん | (渡辺 将宏) | 2.13 | 山大夫 |
| 湧斗くん | (阿部 政生) | 2.16 | 亀塚  |
| 朝陽くん | (桜井 誠一) | 2.22 | 桃山  |
| 匠くん  | (吉川 淳)  | 2.24 | 東山  |

### 幸せ多い人生を

#### 婚姻

| 新郎・新婦                | 届出日  | 行政区 |
|----------------------|------|-----|
| 加藤優一さん<br>(高橋)知美さん   | 2.5  | 蓮野  |
| 近藤誠さん<br>(遠山)裕美さん    | 2.11 | 四ツ屋 |
| 石井しげるさん<br>(高橋)真紀子さん | 2.14 | 藤寄  |
| 長谷川健二さん<br>(秦)ゆう紀さん  | 2.14 | 苔沼  |

### ごめいふくをお祈りします

#### 死亡

| 氏名        | 年齢    | 死亡日  | 行政区   |
|-----------|-------|------|-------|
| 本間 トミエさん  | (77歳) | 2.6  | ひばりが丘 |
| 高松 榎右工門さん | (86歳) | 2.9  | 亀塚    |
| 藤田 進さん    | (54歳) | 2.10 | 山倉    |
| 石田 キエさん   | (96歳) | 2.11 | 蓮渦    |

(注1) 広報に載せてほしくない方は、町民課窓口で手続きの際、その旨お話しください。  
(☎27-2111 内線112 町民サービス係)

(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

# お寄せください 行政に関する苦情・疑問

行政相談に関するお問い合わせは 役場総務課 ☎27 1957まで

#### 【定期相談】

相談日時

偶数月の第2火曜日

午前9時30分～午前11時

相談方法

面談

相談場所

保健福祉センター相談室

☎27

6511

【随時相談】

相談日時

随時

相談方法

面談、電話、手紙など(面談の場合は予め電話でご連絡ください)

相談場所

相談員自宅

(聖籠町大字別條14の3)

☎27

4101



相談員の小林です

お気軽にご相談ください

毎日の暮らしの中で、行政や特殊法人の仕事についての苦情や疑問は、時として避けられないものです。そのようなときは「行政相談」をご利用ください。

例えば、「各種の申請で不要書類の提出を求められた」「処理が間違っている」と思い、質問したが納得できる説明がない」「公共施設の破損危険箇所の修繕をお願いしたが、聞き入れてもらえない」など。

行政相談は、「国の行政機関の仕事」「法令に基づいて県や市町

村が行っている国の仕事」などについての苦情や疑問の申し出を受け、中立の立場からあつせんを行うことで、その解消の促進を目指します。

聖籠町を担当する行政相談委員は、別條の小林愛子さんです。小林さんは平成13年4月から委員を務め、その経験と実績から、15年4月から引き続き行政相談委員として総務大臣の委嘱を受けたところです。

秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

聖籠町を担当する小林です。行政相談に携わって3年目を迎えました。

この行政相談とは、言葉そのものもあまり知られていないと思います。世の中が平和で争うこともなく、穏やかに日常生活を過ごすことが出来れば一番良いことです。でも、本当に困っている人達が悩みをいっぱい抱

えて生活していたら、それこそ「ストレス」。今の社会はストレス社会と言われています。そんな事、こんな事を自分一人の胸の内に秘めることなく解決されればもっと暮らしやすくなるのではないのでしょうか。

そんな思いを抱きながら今日も相談会場にきています。どうぞお気軽においでください。

# 町の宝 で～す

2月の乳児健診から



水戸部 紅葉ちゃん  
H14.10.26生



斎藤 蓮くん  
H14.10.15生



渡辺 丞くん  
H14.10.19生



櫻井 颯哉くん  
H14.10.28生



山田 優希那ちゃん  
H14.10.17生



鈴木 拓真くん  
H14.10.29生



藤原 一喜くん  
H14.10.15生



吉川 毅くん  
H14.6.20生



高橋 魁真くん  
H14.10.22生



内山 珠笑流ちゃん  
H14.10.12生



石田 南海ちゃん  
H14.10.16生



黒田 美花ちゃん  
H14.10.12生



小池 美樹子ちゃん  
H14.10.21生



大澤 幸希くん  
H14.10.8生

元気に育ってね！

このコーナーの写真は保健福祉センターで行われる乳児健診の会場で撮影を行っています。



## 交通安全教室

### 網代浜老人クラブ 健康教室と同時開催

網代浜集落では、2月13日(木)に『健康と交通事故』に注意して長生きをしようと、『笑う門に福が来る』を合い言葉に交通安全教室と健康教室を同時に開催しました。

教室に集まった約70名が、町保健婦の健康講話、交通安全指導員の腹話術および新発田警察署地域課長の交通安全落語に大笑いし、楽しみながら健康の大切さ、命の大切さを学びました。



## 春の全国交通安全運動事業 交通遺児基金チャリティーイベント



### せいろう交通安全

# クラシックカーミーティング2003

春の全国交通安全運動事業の一環として、交通遺児基金を支援するための募金活動を行うとともに、クラシックカー90台の展示と約15台によるパレードを実施し、『車をいたわり交通事故を未然に防ぐ安全運転の大切さ』を広く町民に呼びかけ、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図る目的で開催します。

当日は、県警音楽隊とカラーガード隊による演奏および演技が、このイベントに華を添えてくれます。多くの方のご来場をお待ちしています。

詳しくは、5月号でお知らせします。なお、4月に小中学校や公共施設等にポスターを掲示し、チラシを用意しますので、ご覧ください。

とき  
**5月18日(日)**  
午前9時45分～午後3時

ところ  
町民会館前駐車場

クラシックカーパレードに同乗可能  
(子ども優先、人数制限あり)



県警音楽隊とカラーガード隊



町と商工会等が協力して開催します。  
(フリーマーケットや各種イベントも行われます)

交通安全に関することは  
役場生活環境課  
☎27-1962(直通)



### 町の交通事故 発生状況

| 年     | 区分 | 2月   |     |    | 1月～2月(累計) |     |    |
|-------|----|------|-----|----|-----------|-----|----|
|       |    | 発生件数 | 死者数 | 傷者 | 発生件数      | 死者数 | 傷者 |
| 平成15年 |    | 11   | 0   | 15 | 22        | 0   | 34 |
| 平成14年 |    | 14   | 1   | 15 | 31        | 2   | 40 |
| 増減    |    | 3    | 1   | 0  | 9         | 2   | 6  |

## 町外にお住まいの知人に 広報せいろう 送riませんか

〔広報送付制度のご案内〕

広報せいろうをご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

町では町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望に応えるために、広報送付制度により『広報せいろう』の有料送付を行っております。

希望される方は、次によりお申し込みください。

### 送付料

(1年分・5月号～翌年4月号)  
1,200円

### 申し込み方法

役場2階総務課へ料金を持参して手続きください。

☒ 役場総務課広報係

☎ 27-2111



ブー・12歳



BOYS・13歳



ちよっぱあまん・10歳



スケルトン・14歳



LOVEハート・11歳

鉛筆  
ペン  
ペン  
ペン

投稿するときは濃い鉛筆かペンで描いてください。(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネームと書いてください)



五十嵐 綾乃さん・3歳



3310・12歳



ごまっとう・11歳



3年D組2番・15歳



轟・8歳



武田 七海・8歳



ごまき2・11歳



サオ・9歳



ポケモンたち・10歳



イモムーチョ♥・12歳



5・Angel・14歳



佐藤 智美・9歳



## 山大夫集落に コミュニティ活動用の備品 が整備されました!

～自治宝くじ助成～

財自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、山大夫集落にはんてんやちょうちんなどの備品が整備されました。

この助成は、宝くじの収益金を利用してコミュニティの健全な発展を図るものであり、今回整備されたものは、山大夫まつりや盆踊りなどで使用されます。

## 消す心 置いてください 火のそばに

4月1日～4月7日  
春季火災予防運動

住宅防火いのちを守る  
7つのポイント

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅火災警報器を使用する。
- 寝具や衣類から火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用 소화器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

☒ 新発田地域広域消防本部

☎ 22-8096



### 図書館ボランティア

## 「赤いふうせん」お仲間募集!

ボランティアグループ「赤いふうせん」をご存知ですか? 毎月第二土曜日、町民会館で紙しばい会を行っています。絵本の好きな人、話好きな人など、「赤いふうせん」に興味のある方へご連絡ください。

### 【活動内容】

紙しばい会

月一回 第二土曜日

午前10時30分～(30分)

### 定例会

月一回 定例会

いずれも町民会館で

事務局 聖籠町図書館

☎ 27 6166

代表 宮澤光子さん(網代浜)

☎ 27 3718

## お母さんも楽しんだ おおきい組さん ありがとう会

- 亀代幼稚園 -



アイ～ンダンスで子どもたちも大喜び

卒園を間近に3月11日(火)亀代幼稚園で「大きい組さんありがとう会」が行われました。3・4歳園児が卒園する5歳園児といっしょに楽しく遊んだり、プレゼントを渡したり楽しいひと時を過ごしました。

また、お母さんたちからこの日のために練習を重ねていた合唱やダンスのプレゼントもあり、多に盛り上がりありがとうございました。

このコーナーでは、町民の皆さんの思い出の写真・絵画・工芸・園芸などの作品・ペットなど（ほのぼのとした作品大歓迎です。）をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報係までご連絡ください。問い合わせは、役場総務課広報広聴係 ☎27 2111内線216まで。



【金のなる木】

南アフリカ原産でベンケイソウ科クラッスラ属、学名はクラッスラポルツラケア。園芸名では花月と呼ばれ、一般名で「成金草」「金のなる木」として有名。

# 金のなる木



大浦

一三さん  
(本大夫)



「若い頃は全く興味なかったのに、今ではあれも植えようこれも植えようと園芸に熱中しています」と大浦さん。20年前から始めた園芸、菊づくりに力を入れたこともありましたが、今は菊にこだわらずなんでも育てたいとお宅には手間をかけた園芸作品でいっぱいです。

今回紹介してくれたのは金のなる木。寒さに弱く冬場は室内で大切に育てています。花の咲く品種は珍しいらしく、この木を枝分けして町内の多くの知り合いにも配ったそうです。

「植物はかわいくてしょうがない。これからはいろいろな植物にチャレンジしたいです」と元氣いっぱいに語ってくれました。